

特定非営利活動法人ふうどばんく東北AGAIN定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふうどばんく東北AGAINという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県富谷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、十分に栄養価値がありながら、規格外や余剰生産、賞味期限が近い等の理由で食品が大量に廃棄されている一方で、社会には種々な理由で生活に困窮している人々がいる現状を踏まえ、食品を無償で提供してもらい、それを点検・整理し生活困窮者や生活困窮者を支援する団体へ無償で届けることで、市民一人一人が安心して暮らせる社会の構築に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 災害救援活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① フードバンク事業
 - ② 子どもの食育に関する事業
 - ③ 他団体とのネットワーク事業
 - ④ その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動及び事業を推進する個人・法人
(団体)

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人・法人（団体）

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を継続して2年以上滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を代表理事、3人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会、監事は総会において正会員の中から選任する。

- 2 代表理事、副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、代表理事があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、監事について、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事務局及び職員)

第20条 この法人に、必要な事務局職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および活動予算の決定

(5) 事業報告および活動決算の承認

(6) その他運営に関する重要事項

(7) 監事の選任

(8) 役員の解任

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面及び電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 理事の選任、職務及び報酬
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決および定足数)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決による。
(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。
(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。
(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会による議決を経、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の事務所の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1. この定款は、ふうどばんく東北AGAINが法人になった平成21年7月22日から施行する。

2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	川崎 豊
副代表理事	立岡 学
副代表理事	勝田 亮
副代表理事	地主 雅信
理 事	安達 敏信
理 事	五十嵐 裕生（五十嵐幸生）
理 事	大塚 憲治
理 事	小澤 義春
理 事	斎藤 砂火絵（斎藤榮）
理 事	佐藤 直樹
理 事	白木 福次郎
理 事	菅原 寛貫
理 事	鈴木 智子
理 事	高橋 陽佑
理 事	新沼 鉄也
理 事	西加 辰郎
理 事	矢野 由美子
理 事	吉野 潤一
監 事	椎木 秀行
監 事	天明 茂

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

6. この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|---|------|-----|---------|
| ① | 正会員 | 年会費 | 5,000円 |
| ② | 賛助会員 | 年会費 | 1,000円 |
| ③ | 法人会員 | 年会費 | 10,000円 |

附 則

1. この定款は、ふうどばんく東北AGAINが法人になった平成21年7月22日から施行する。

附 則

この定款は、宮城県の認証を受けた平成28年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、宮城県の認証を受けた平成29年3月2日から施行する。

附 則

この定款は、宮城県の認証を受けた平成30年6月25日から施行する。

附 則

この定款は、当該法人の総会の議決により平成30年7月11日から施行する。

附 則

この定款は、宮城県の認証を受けた日から施行する。

特定非営利活動法人 ふうどばんく東北 AGAIN

2026 年度 事業計画書 第 18 期

目次	1
はじめに 1 フードバンクを取り巻く社会	2
2 令和 8 年度活動の方向性	2
【フードバンク事業】	3
【コミュニティ事業】	4
【委託事業】	5

はじめに

1 フードバンクを取り巻く社会状況

2026 年度は始まってすぐ不安定な世界情勢になり、米中対立の激化、ウクライナ・中東での紛争継続、そしてインフレ下での低成長という不確実性の高い状況が続き、ビニール製品やプラスチック製品の原材料のナフサが不足し、いままで当たり前で購入出来ていた食品・日用品が影響を受け製造困難になり、手に入りにくい事態が起こっている。また、引き続き原油高騰により光熱費やガソリン代の高騰、物価高騰が続いている。一昨年の猛暑の影響によるお米の高騰で、困窮者が主食のお米を購入できず、小麦製品のうどん・パスタなどで代用する家庭も増えている。そして、困窮者の支援要請の中には、代金滞納によりライフラインが止まっている家庭も多く、調理が一切できず、災害時と同じ状況で暮らす人々も増加している。今後もこの影響は続き、支援者が増加すると思われるが、様々なものが手に入りにくくなる中で、フードバンクへの寄贈品も減少するのではないかと懸念させる。

2 令和 8 年度の活動の方向性

※上記のような状況の中、下記を重点的とした活動を進めます。

フードバンク事業

【生活困窮者への支援】 宮城県全域 ※宮城県・仙台市の補助金活用

生活に困窮している方への食糧支援（緊急食糧支援）

平日 10 時から 17 時（メール・電話・FAX にて対応）

当日の 13 時まで連絡いただければ、その日の夕方には配達や
事務所での引き取り対応

【個人支援】＝電話やメールの SOS に対応

【連携支援】＝行政の窓口・社会福祉協議会・地域包括支援センターなど
各種機関の生活相談窓口を通し支援

【団体支援】＝ホームレス支援団体・被災者・被災者支援団体・こども食堂
・福祉団体など食糧が必要な団体に対し食糧支援

【ひとり親家庭支援】 ※メットライフ財団の助成金活用 ※富谷市の助成金活用

①フードパントリー

毎月 1 回開催 第 3 か第 4 土曜日 児童扶養手当受給中のひとり
親世帯に食糧品の箱詰めを支援

Google フォームでの予約制（毎月 100 世帯 約 300 人の支援）

②学習支援（少人数制で開催）

勉強に関わらず、苦手を克服したり、得意を伸ばす時間として開催

※フードパントリーの支援者の中から希望者あつめ開催

【中学生の部】

毎週月曜日 18 時～20 時 現在 4 人参加

講師：門脇 さん

ボランティアにて参加、長年個人塾を経営しているベテラン先生、障害者の福祉事業所【一般社団法人アート・インクルージョン】の代表理事も務めている

【小学生の部】

希望曜日制 現在 月 1 回開催 17 時～18 時 1 人参加

講師：高橋 さん

ボランティアにて参加、元小学校教諭のベテラン先生

支援学級や支援学校の教諭の経験あり

【啓蒙活動】

SDG s や環境問題・ゼロカーボン運動・子ども食堂・子どもの居場所など、様々なテーマに沿って、出前授業や講演活動を行い、フードバンクの周知活動に努める

マスコミ（テレビ・新聞・ラジオ）などの取材には、積極的に協力し、団体の協力者や理解者を増やす

団体の HP や SNS は頻繁更新し、常に最新の情報発信に努める

【基盤整理】

①フードバンク認証制

2024 年度から農林水産省のフードバンクにおけるガイドラインが厳しくなり、それにともない消費者庁が管轄するフードバンクも認証制ができた。あがいんも現在申請中。

②日々のデータ管理

（個人情報・困窮者の生活状況や寄贈重量など）

③認定 NPO 法人に向けての基盤整理 ※今年度冬申請予定

（各種書類の整理・寄付会員・法人会員・賛助会員の整理や獲得活動）

④物流管理

宮城県内（富谷・多賀城・石巻・気仙沼・名取）10 か所の保管拠点を活用する ※冷凍倉庫もあり

⑤宮城県のロジハブ拠点としての活動

全国食支援協力会や全国子ども食堂支援センターむすびえの宮城の物流のロジハブ拠点として、大型寄贈の受け入れ先として活動

⑥フードドライブの運用

気軽に参加できるフードドライブ活動を通して、寄贈量の増加と連携企業の拡大をはかる

⑦みやぎチャレンジプロジェクトの助成金の活用

倉庫内の整備（カゴ台車やクーラーボックスの購入、食品棚の整理）

冷凍庫の買い上げ、冷凍車の購入（より幅広い寄贈品に対応）

配送費として活用

⑧大学生インターンの採用

今まで、ボランティアとして活躍していた学生達を、より当団体やフードバンクへの理解を深め、社会へ出るノウハウを身に付けさせるため、インターンシップとして数名起用する。

コミュニティ事業

【居場所づくり】 ①子ども食堂

※メットライフ財団助成金活用 ※富谷市の助成金活用

フードパントリー利用者などの困窮した、ひとり親家庭に向けたクローズな子ども食堂も重要な食糧支援の活動ですが、居場所としては、さまざまな背景の子ども達が食を通して繋がれる場所が必要。2023 年度から始めたプレーパークでも、開催時に軽食のおにぎりや豚汁、イベント時の無償のかき氷配布など、物価高騰などで屋台の食べものも高くなっているなか、屋台でお金を使えないお祭り格差なども生まれている。いろいろな子どもが気軽に立ち寄れる場所で、子ども食堂を開催するのも、私たちの大切な活動となっている。

- ・フードパントリー時の無償弁当 月 300 食
- ・学習支援時の夕飯（カレー・唐揚げ・ハンバーグなど）1 日 10 食
- ・プレーパーク時の軽食（おにぎり・パン・豚汁など）1 日 60 食
- ・イベント型子ども食堂 1 日 100 食から 400 食
（無償の縁日・屋台や炊き出し型で開催・かき氷・豚汁など）

②啓蒙のためのイベントや地域のためのお祭り開催

- ・夏祭り・富谷市街道祭り・みんなのマルシェ in ブランチ仙台
- ・ハロウィンイベント・クリスマスコンサート・餅つき など

③毎週金曜日のプレーパーク開催（月 3 回）

※メットライフ財団助成金活用 ※富谷市の助成金活用

子ども達を見守るプレーリーダーを設置し、0 歳から 100 歳まで集える居場所として開催、富谷市全域を巡回する（年間利用者約 2000 人）

- ・成田公民館・成田西公園・西成田コミュニティセンター
- ・新町公園・町下会館・富が丘公民館などで開催

④地域の見守りスポットとしての駄菓子屋（月 1.2 回不定期）

- ・大学生が店長を勤め、富谷市成田地域の子どもたちの居場所として、富谷市成田の住宅街の一角を借り駄菓子屋を開催

【駄菓子屋の仕組み】

- ・駄菓子屋の名前は【かなへび堂】
- ・寄付の物品は活用せず、問屋で仕入れをした品物を活用
- ・子どもたちは 100 円をガチャガチャに入れ、カプセルの中に入っている、AGAIN のみで使用できる金券を購入し駄菓子を購入
- ※1 あがいん 10 円の価値があり、100 円分の金券 10 枚つづりでガチャガチャのカプセルに入っているが、たまに当たりの 12 枚つづりもある
- ・ガチャガチャに入れたお金は参加費として回収

委託事業

【宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 家庭生活支援班の委託事業】

【みやぎこども食堂ネットワーク】

・宮城県内の子ども食堂へ向けての後方支援事務局

※みやぎ生協が共同事務局

- ① 立ち上げ支援
- ② 各種相談窓口
- ③ 寄贈品の振分け・配送支援
- ④ 寄付金の受け取り・分配
- ⑤ 各圏域で子ども食堂や行政や社会福祉協議会との交流・情報交換のための圏域会議
- ⑥ 勉強会・シンポジウムの開催
- ⑦ 寄贈情報・助成金などの情報発信

【JCI キッズ委託事業複合図書館ユートミヤそうぞうのおかアートワークショップ事業】

毎月2回いずれかの土日開催（2026年5月～2027年3月）

現代アーティストや元美術講師がディレクターを務め、図書館に集う

子どもたちへ向け開催する事業の調整業務を行う

【開催予定】

5月9.10日 6月13.14日 7月25.26日 8月1.2日

9月12.13日 10月10日 11月14.15日 12月19.20日

1月9.10日 2月13.14日 3月13.14日

年間予定（イベント予定）

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 6月10日 | 不登校特例校富谷中学校西成田教室
料理教室開催（デコ餅） |
| 6月21日 | スマイルフェア（利府町主催・豚汁炊き出し協力） |
| 8月 | 夏休みプレーパーク特別編 & フットサル大会 |
| 10月4日 | 富谷市街道祭り協力 |
| 10月18日 | 成田公民館祭り協力 |
| 12月6日 | みんなのマルシェ IN ブランチ仙台 |
| 12月中旬 | 城南高校イルミネーション&子ども食堂協力 |
| 12月下旬 | クリスマス子ども食堂特別編 |
| 1月 | 子ども食堂餅つき |

特定非営利活動法人 ふうどばんく東北 AGAIN

2027 年度 事業計画書 第 19 期

＜令和 9 年度の活動の方向性＞

※下記を重点的とした活動を進める

フードバンク事業

【生活困窮者への支援】 宮城県全域

生活に困窮している方への食糧支援（緊急食糧支援）

平日 10 時から 17 時（メール・電話・FAX にて対応）

当日の 13 時まで連絡いただければ、その日の夕方には配達や
事務所での引き取り対応

【個人支援】＝電話やメールの SOS に対応

【連携支援】＝行政の窓口・社会福祉協議会・地域包括支援センターなど
各種機関の生活相談窓口を通し支援

【団体支援】＝ホームレス支援団体・被災者・被災者支援団体・こども食堂
・福祉団体など食糧が必要な団体に対し食糧支援

【ひとり親家庭支援】

①フードパントリー

毎月 1 回開催 第 3 か第 4 土曜日 児童扶養手当受給中のひとり
親世帯に食糧品の箱詰めを支援

Google フォームでの予約制（毎月 100 世帯 約 300 人の支援）

②学習支援（少人数制で開催）

勉強に関わらず、苦手を克服したり、得意を伸ばす時間として開催

※フードパントリーの支援者の中から希望者あつめ開催

【中学生の部】

毎週月曜日 18 時～20 時 現在 4 人参加

講師：未定

【小学生の部】

希望曜日制 現在 月 1 回開催 17 時～18 時 1 人参加

講師：未定

【啓発活動】

SDG s や環境問題・ゼロカーボン運動・子ども食堂・子どもの居場所な
ど、様々なテーマに沿って、出前授業や講演活動を行い、フードバンクの
周知活動に努める

マスコミ（テレビ・新聞・ラジオ）などの取材には、積極的に協力し、団
体の協力者や理解者を増やす

団体の HP や SNS は頻繁更新し、常に最新の情報発信に努める

【基盤整理】

①フードバンク認証制

農林水産省や消費者庁における認証制の登録

②日々のデータ管理

(個人情報・困窮者の生活状況や寄贈重量など)

③物流管理

宮城県内（富谷・多賀城・石巻・気仙沼・名取）10 か所の保管拠点を活用する ※冷凍倉庫もあり

④宮城県のロジハブ拠点としての活動

全国食支援協力会や全国子ども食堂支援センターむすびえの宮城の物流のロジハブ拠点として、大型寄贈の受け入れ先として活動

⑤フードドライブの運用

気軽に参加できるフードドライブ活動を通して、寄贈量の増加と連携企業の拡大をはかる

⑥みやぎチャレンジプロジェクトの助成金の活用

倉庫内の整備、配送費として活用

⑧大学生インターンの採用

今まで、ボランティアとして活躍していた学生を、より当団体やフードバンクへの理解を深め、社会へ出るノウハウを身に着けるため、インターンシップとして数名採用する。

コミュニティ事業

【居場所づくり】 ①子ども食堂

フードパントリー利用者などの困窮した、ひとり親家庭に向けたクローズな子ども食堂も重要な食糧支援の活動だが、さまざまな背景の子どもたちが食を通して繋がれる居場所が必要。気軽に立ち寄れる場所で、子ども食堂を開催することも重要である。

・フードパントリー時の無償弁当 月 300 食

・学習支援時の夕飯 1 日 10 食

・プレーパーク時の軽食 1 日 60 食

・イベント型子ども食堂 1 日 100 食から 400 食

②お祭りや地域のための啓発イベントを開催

・夏祭り ・富谷市街道祭り ・みんなのマルシェ in ブランチ仙台

・ハロウィンイベント ・クリスマスコンサート・餅つき など

③毎週金曜日のプレーパーク開催（月 3 回）

子ども達を見守るプレーリーダーを設置し、0 歳から 100 歳まで集える居場所として開催、富谷市全域を巡回する（年間利用者約 2000 人）

・成田公民館 ・成田西公園 ・西成田コミュニティセンター

・新町公園 ・町下会館 ・富が丘公民館 などで開催

④地域の見守りスポットとしての駄菓子屋（月 1.2 回不定期）

・大学生が店長を勤め、富谷市成田地域の子どもたちの居場所として、富谷市成田の住宅街の一角を借り駄菓子屋を開催

【駄菓子屋の仕組み】

・駄菓子屋の名前は【かなへび堂】

・問屋で仕入れをした品物を活用

・子どもたちは 100 円をガチャガチャに入れ、カプセルの中に入っている、
AGAIN のみで利用できる金券を購入し駄菓子を購入

委託事業

【 宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 家庭生活支援班の委託事業 】

【みやぎこども食堂ネットワーク】

・宮城県内の子ども食堂へ向けての後方支援事務局

※みやぎ生協が共同事務局

- ① 立ち上げ支援
- ② 各種相談窓口
- ③ 寄贈品の振分け・配送支援
- ④ 寄付金の受け取り・分配
- ⑤ 各圏域で子ども食堂や行政や社会福祉協議会との交流・情報交換のための圏域会議
- ⑥ 勉強会・シンポジウムの開催
- ⑦ 寄贈情報・助成金などの情報発信

特定非営利活動法人ふうとばんく東北AGAIN				
2026年度 活動予算書				
2026年4月1日～2027年3月31日				
(単位:円)				
収入の部				
科 目	2026年度予算	2025年度決算	増減	備 考
【経常収益】				
受取会費	1,030,000	916,000	114,000	
正会員受取会費	1,000,000	870,000	130,000	
賛助会員受取会費	30,000	46,000	▲ 16,000	
受取寄付金	18,320,044	11,162,277	7,157,767	
みやぎチャレンジプロジェクト募金	10,320,044	1,926,344	8,393,700	
その他寄付	8,000,000	9,235,933	▲ 1,235,933	
受取助成金等	8,837,432	14,679,062	▲ 5,841,630	
受取民間助成金	5,537,432	7,379,062	▲ 1,841,630	
こども未来支援財団	0	6,374,782	▲ 6,374,782	今年度まで
メットライフ	5,037,476	504,624	4,532,852	
宮城県共同募金	499,956	499,656	300	
受取補助金	3,300,000	7,300,000	▲ 4,000,000	
宮城県	2,000,000	6,000,000	▲ 4,000,000	フードバンク活動補助金
仙台市	1,000,000	1,000,000	0	フードバンク支援事業助成金
富谷市	300,000	300,000	0	
事業収益	8,100,000	7,598,970	501,030	
県子ども食堂ネットワーク事業収益	7,100,000	6,800,000	300,000	今年度減額になる
その他受託事業収益	1,000,000	798,970	201,030	
その他収益	230,000	730,360	▲ 500,360	
受取利息	30,000	22,519	7,481	
雑収益	200,000	707,841	▲ 507,841	講演料他
経常収益計	36,517,476	35,086,669	1,430,807	
支出の部				
科 目	2026年度予算	2025年度決算	増減	備 考
【経常費用】				
事業費				
(人件費)				
給料・手当	11,000,000	10,560,135	439,865	1ヵ月750,000円×12ヵ月他
法定福利費	1,200,000	1,033,342	166,658	
人件費計	12,200,000	11,593,477	606,523	
(その他の経費)				
売上原価	180,000	128,009	51,991	
ボランティア諸経費	200,000	329,901	▲ 129,901	
備品	2,339,590	0	2,339,590	冷凍庫買取
業務委託費	2,800,000	2,668,600	131,400	ネットワーク事業・倉庫管理・プレーパーク
諸 謝 金	120,000	118,000	2,000	ネットワーク事業・プレーパーク他
印刷製本費	300,000	260,900	39,100	チラシ印刷他
会 議 費	50,000	77,295	▲ 27,295	会場費等
旅費交通費	3,300,000	3,162,196	137,804	ボランティアさんガソリン代、駐車場代
車 両 費	150,000	139,415	10,585	軽自動車の車検・ガソリン代等2台分
通信運搬費	1,100,000	1,030,973	69,027	電話、インターネット、切手、運送費他
消耗品費	700,000	692,994	7,006	プレーパークおもちゃ・道具等・扇風機
事務用品費	100,000	93,981	6,019	コピー用紙等
修 繕 費	20,000	0	20,000	
地代家賃	2,400,000	2,785,000	▲ 385,000	1ヵ月200,000円×12ヵ月(ガス水道含む)
賃 借 料	420,000	745,820	▲ 325,820	仙台事務所・駐車場3台分
租税公課	350,000	377,300	▲ 27,300	消費税
減価償却費	1,200,000	1,498,358	▲ 298,358	倉庫・車両等

科 目	2026年度予算	2025年度決算	増減	備 考
保 険 料	360,000	353,946	6,054	NPO総合保険、自動車任意保険・火災保険
諸 会 費	15,000	10,000	5,000	
研修費	10,000	7,000	3,000	
支払手数料	250,000	247,396	2,604	振込手数料、コンプラント、会計ソフト、ホームページほか
支援物資購入費	8,300,000	9,291,729	▲ 991,729	子ども未来支援財団の助成金による
雑 費	100,000	56,974	43,026	ボランティア対応等
その他の経費計	24,764,590	24,075,787	688,803	
事業費計	36,964,590	35,669,264	1,295,326	
管理費			0	
（人件費）			0	
給料手当	360,000	250,283	109,717	
法定福利費	40,000	38,859	1,141	
福利厚生費	50,000	100,178	▲ 50,178	
人件費計	450,000	389,320	60,680	
（その他の経費）			0	
業務委託費	500,000	367,516	132,484	税理士報酬・顧問弁護士料
会 議 費	20,000	19,012	988	
旅費交通費	25,000	20,430	4,570	
車 両 費	20,000	18,300	1,700	軽ワゴン2台分タイヤ交換等
通信運搬費	90,000	101,413	▲ 11,413	
事務用品費	20,000	25,310	▲ 5,310	
消耗品費	10,000	25,374	▲ 15,374	
修繕費	30,000	15,580	14,420	
広告宣伝費	30,000	6,000	24,000	
交際費	20,000	79,173	▲ 59,173	
新聞図書費	46,020	46,020	0	河北新報購読料
保 険 料	10,950	10,950	0	
諸会費	30,000	30,000	0	
研修費	10,000	800	9,200	
租税公課	15,000	14,829	171	
支払手数料	120,000	117,176	2,824	
雑費	50,000	1,394	48,606	掃除用具他
その他の経費計	1,046,970	899,277	147,693	
管理費計	1,496,970	1,288,597	208,373	
経常費用計	38,461,560	36,957,861	1,503,699	
当期正味財産増減額	▲ 1,944,084	436,508	▲ 2,380,592	
前期繰越正味財産額	19,430,778	18,994,270	436,508	
次期繰越正味財産額	17,486,694	19,430,778	▲ 1,944,084	

2027年度 活動予算書

2027年4月1日～2028年3月31日

(単位:円)

収入の部

科 目	2026年度決算見込	2027年度予算		備 考
【経常収益】				
受取会費	1,030,000	1,030,000		
正会員受取会費	1,000,000		1,000,000	
賛助会員受取会費	30,000		30,000	
受取寄付金	18,320,044	11,000,000		
みやぎチャレンジプロジェクト募金	10,320,044		2,000,000	
その他寄付	8,000,000		9,000,000	
受取助成・補助金等	8,837,432	8,800,000		
受取民間助成金	5,537,432		5,500,000	
メットライフ財団	5,037,476		5,000,000	
宮城県共同募金	499,956		500,000	
受取補助金	3,300,000		3,300,000	
宮城県(予定)	2,000,000		2,000,000	フードバンク活動補助金
仙台市(予定)	1,000,000		1,000,000	フードバンク支援事業助成金
富谷市	300,000		300,000	
事業収益	8,100,000	8,500,000		
県子ども食堂ネットワーク事業収益	7,100,000		7,500,000	受託見込
その他受託事業収益	1,000,000		1,000,000	
その他収益	230,000	210,000		
受取利息	30,000		10,000	
雑収益	200,000		200,000	講演料他
経常収益計	36,517,476	29,540,000		
支出の部				
【経常費用】				
事業費				
(人件費)				
給料・手当	11,000,000		10,000,000	1カ月750,000円×12か月他
法定福利費	1,200,000		1,000,000	
人件費計	12,200,000	11,000,000		
(その他の経費)				
売上原価	180,000		150,000	
ボランティア諸経費	200,000		150,000	
備品	2,339,590		100,000	
業務委託費	2,800,000		2,500,000	ネットワーク事業・倉庫管理・プレーパーク
諸謝金	120,000		100,000	ネットワーク事業・プレーパーク他
印刷製本費	300,000		300,000	チラシ印刷他
会議費	50,000		50,000	会場費等
旅費交通費	3,300,000		3,000,000	ボランティアガソリン代、駐車場代
車両費	150,000		150,000	軽自動車等維持管理(ガソリン代含む)
通信運搬費	1,100,000		1,100,000	運送費、電話、インターネット、切手他
消耗品費	700,000		500,000	プレーパークおもちゃ・道具等
事務用品費	100,000		100,000	コピー用紙等
修繕費	20,000		20,000	
地代家賃	2,400,000		2,400,000	200,000円/月×12か月(ガス水道含)
賃貸料	420,000		420,000	仙台事務所・駐車場3台分
租税公課	350,000		300,000	消費税
減価償却費	1,200,000		1,200,000	倉庫・車両等
保険料	360,000		360,000	NPO総合保険、自動車任意保険・火災保険
諸会費	15,000		15,000	
研修費	10,000		10,000	
支払手数料	250,000		250,000	振込手数料、コンプラ、会計ソフト、ホームページほか
支援物資購入費	8,300,000		3,000,000	
雑費	100,000		100,000	ボランティア対応等
その他の経費計	24,764,590	16,275,000		
事業費計	36,964,590	27,275,000		
管理費				
(人件費)				
給料手当	360,000		360,000	
法定福利費	40,000		40,000	
福利厚生費	50,000		50,000	
人件費計	450,000	450,000		
(その他の経費)				

業務委託費	500,000		500,000	税理士報酬・顧問弁護士料
会議費	20,000		20,000	
旅費交通費	25,000		25,000	
車両費	20,000		20,000	軽ワゴン2台分タイヤ交換等
通信運搬費	90,000		90,000	
事務用品費	20,000		20,000	
消耗品費	10,000		10,000	
修繕費	30,000		30,000	
広告宣伝費	30,000		30,000	
交際費	20,000		20,000	
新聞図書費	46,020		46,020	河北新報購読料
保険料	10,950		10,950	
諸会費	30,000		30,000	
研修費	10,000		10,000	
租税公課	15,000		15,000	
支払手数料	120,000		70,000	
雑費	50,000		10,000	
その他の経費計	1,046,970	956,970		
管理費計	1,496,970	1,406,970		
経常費用計	38,461,560	28,681,970		
当期正味財産増減額	▲ 1,944,084	858,030		
前期繰越正味財産額	19,430,778	17,486,694		
次期繰越正味財産額	17,486,694	18,344,724		